平成23年第9回小山町議会12月定例会会議録

平成23年12月1日(第1日)

召集の場	所	小山町谷	设場議場	i Ī			
開	会	午前10	時00	分 宣告			
出 席 議	員	1番	阿部	司君	2番	湯山	宏一君
		3番	池谷	弘君	4番	高畑	博行君
		5番	桜井	光一君	6番	渡辺	悦郎君
		7番	米山	千晴君	8番	湯山	鉄夫君
		9番	梶	繁美君	10番	池谷	洋子君
	1	1番	込山	恒広君	12番	鷹嶋	邦彦君
	1	3番	真田	勝君			

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長 込山 正秀君 副 町 長 土村 暁文君 戸枝 浩君 教 育 長 企画総務部長 小野 巖君 住民福祉部長 土屋 礼二君 経済建設部長 後藤 栄一君 会計管理者 教 育 部 長 髙橋 忠幸君 髙木 昇一君 企画調整課長 室伏 博行君 総 務 課 長 秋月 千宏君 税 務 課 長 湯山 正敏君 福 祉 課 長 田代 順泰君 住 民 課 長 岩田 英信君 康課 長 羽佐田 武君 健 生活環境課長 髙橋 裕司君 災 鈴木 陽一君 防 室 長 建 設 課 長 農林課 鈴木 哲夫君 長 池谷 和則君 商工観光課長 都市整備課長 小野 克俊君 遠藤 一宏君 上下水道課長 吉川 保利君 学校教育課長 小野 学君 生涯学習課長 総務課副参事 土屋 和彦君 岩田 芳和君

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 豊君

会議録署名議員 11番 込山 恒広君 12番 鷹嶋 邦彦君

散 会 午前11時23分

(議事日程)

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長提案説明
日程第4	議案第50号	駿豆学園管理組合規約の一部変更について
日程第5	議案第51号	財産の取得について(須走小学校屋内体育施設備品購入)
日程第6	議案第52号	工事請負契約(変更)の締結について「平成22年度林道施設災害復旧事業
		角取線災害復旧工事」
日程第7	議案第53号	小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定について
日程第8	議案第54号	小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
		条例について
日程第9	議案第55号	小山町税条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第56号	小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第57号	小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第58号	小山町普通河川条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第59号	小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第60号	小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第61号	平成23年度小山町一般会計補正予算(第7号)
日程第16	議案第62号	平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第63号	平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第64号	平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第19	議案第65号	平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第20	議案第66号	平成23年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(真田 勝君) 本日は御苦労さまです。

議事

午前10時00分 開会

○議長(真田 勝君) ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、 小山町議会は成立しました。

ただいまから平成23年第9回小山町議会12月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付 したとおりであります。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長(真田 勝君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番 込山恒広君、12番 鷹嶋邦彦君を指名します。

日程第2

会期の決定

○議長(真田 勝君) 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間にしたいと思います。これ に御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月15日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に朗読させます。事務局長。

(事務局長 議案表朗読)

日程第3

町長提案説明

○議長(真田 勝君) 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました、議案第50号から議案第66号までの17議案について、町長から提案 説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) おはようございます。平成23年第9回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、規約の変更1件、財産の取得1件、契約の締結1件、条例の制定1件、改正7件、補正予算6件の、合計17件であります。

はじめに、議案第50号 駿豆学園管理組合規約の一部変更についてであります。

本案は、組合の共同処理する事務の根拠法令である障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、規約の変更を行うものであります。

次に、議案第51号 財産の取得についてであります。

須走小学校屋内体育施設の改築に伴い、備品を購入するもので、地方自治法及び小山町条例の 規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 工事請負契約(変更)の締結について「平成22年度林道施設災害復旧事業 角取線災害復旧工事」であります。

本年の第2回2月臨時会で議決をいただいておりますが、設計変更に伴い、変更契約が必要となりましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定についてであります。

町民の健康を保持するために、歯や口腔の健康づくりに関する基本事項を制定するものであります。

次に、議案第54号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例についてであります。

本案は、議会議員の報酬について、月割り単位から日割り単位に改正するものであります。

この改正により、月の初日から、または月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎とし、日割りにより計算をし、支給するものであります。

次に、議案第55号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等への固定資産税の負担軽減規定を設け、外国人観 光客の受け入れ体制の整備を図るものであります。

次に、議案第56号 小山町災害 中慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、支給対象者の遺族の範囲の拡大を明確にするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。 占用料金の額算定の基礎となる地価水準の変動を反映し、静岡県道路占用料等徴収条例が改正 され、本年4月1日に施行されたことに伴い、県の占用料の金額に規定されている町の区域に当 てはめた改正であります。

次に、議案第58号 小山町普通河川条例の一部を改正する条例についてであります。

占用料金の額算定の基礎となる地価水準の変動を反映し、静岡県河川管理条例が改正され、本 年4月1日に施行されたことに伴い、県の占用料の金額に規定されている町の区域に当てはめた 改正であります。

次に、議案第59号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

須走の富士見ヶ丘団地の一部について、耐用年数を経過し、老朽化が著しいものを用途廃止したことにより、団地の戸数を改正するものであります。

次に、議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第50号で提案いたしました駿豆学園管理組合規約の一部変更についてと同様に、 共同処理する事務の根拠法令である障害者自立支援法の一部が改正され、条文の項番号の変更を 行う必要が生じたことによるものであります。

次に、議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

現時点における決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理等をお願いするもので、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億8,470万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を95億3,299万8,000円とするものであります。

また、あわせて継続費の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正をするものであります。 次に、議案第62号から第66号までは、5つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第62号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

規定の予算総額から、歳入歳出それぞれ39万円を減額し、歳入歳出総額を18億6,952万7,000円 とするもので、保険給付費の増額を予備費で調整し、人件費を減額するものであります。

次に、議案第63号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)についてであります。

規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ17万5,000円を追加し、歳入歳出総額を345万8,000円とするもので、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、議案第64号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでありますが、人件費の補正に伴うものであります。

次に、議案第65号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

人件費の補正及び介護サービス費の給付見込み等を補正するものであります。

次に、議案第66号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)についてでありますが、 人件費の補正に伴うものであります。

以上、今定例会に提案いたしました17議案につきましての提案説明を終わります。

各議案の審議に際し、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議案第54号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例については、補足説明は省略させていただきます。

また、議案第63号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)と議案第64号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)と議案第66号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)については、前年度繰越金の確定及び人件費のみの補正予算でありますので、こちらも補足説明を省略いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 議案第50号 駿豆学園管理組合規約の一部変更について

○議長(真田 勝君) 日程第4 議案第50号 駿豆学園管理組合規約の一部変更についてを議題 とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第50号 駿豆学園管理組合規約の一部変更についてであります。

本組合は、障害者自立支援法の規定する障害者支援施設「駿豆学園」に関する事務を共同処理 するための県東部地域の5市4町をもって組織し、運営に当たっております。

今回の規約の改正は、平成22年12月10日に公布された障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、共同処理する事務の根拠法令である障害者自立支援法の一部が改正され、条文の項番号の変更を行う必要が生じたことによるものであります。

第1条は、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に移動の援護等のサービスを行う同行 援護の創設に伴い、項番号を1項ずつ繰り下げるものであり、静岡県知事の許可した日に施行し、 平成23年10月1日から適用されるものであります。

第2条は、児童デイサービスについて、町が事業主体となる地域生活支援事業に統一され、削除されたことに伴い、項番号を1項ずつ繰り上げるものであり、平成24年4月1日から適用されるものであります。

地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、本施設の定員は50名で、現在、定員と同数の50名が入所しており、そのうち、小山町からは2名の方が入所し、生活しております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 財産の取得について (須走小学校屋内体育施設備品購入)

○議長(真田 勝君) 日程第5 議案第51号 財産の取得について(須走小学校屋内体育施設備 品購入)を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 髙橋忠幸君。

○教育部長(髙橋忠幸君) 議案第51号 財産の取得についてであります。

本案は、須走小学校屋内体育施設の改築に伴い、備品を購入するものであります。

今回購入するものは、折り畳みいす650脚、折り畳みテーブル10台、講演台1台、司会台1台の 計4品目、662点であります。

入札は、去る11月24日、業者6者による指名競争入札を執行したところ、須原紙店が660万円で 落札決定し、消費税等5%相当額33万円を加えて693万円で契約を締結するものであります。

なお、納入期限は平成24年3月9日までとしております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号 工事請負契約(変更)の締結について「平成22年度林道施設災害復旧事業 角取線災害復旧工事」

○議長(真田 勝君) 日程第6 議案第52号 工事請負契約(変更)の締結について「平成22年 度林道施設災害復旧事業 角取線災害復旧工事」を議題とします。 補足説明を求めます。経済建設部長後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第52号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。
本案は、平成23年2月2日に議決を得た、平成22年度林道施設災害復旧事業 角取線災害復旧
工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約変更の締結案件であります。

変更内容は、本路線5号箇所におきまして、査定後の降雨により現地の地山が浸食され、被害が拡大したため、道路線形を山側に変更し、大型かご枠工54.8メートルとふとんかご工354.7メートルを追加施工し、復旧を図ろうとするものでございます。

変更による増額分は1,333万1,850円で、総額1億646万6,850円となり、うち消費税相当額は506万9,850円であります。

以上でございます。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第52号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立を願います。 (賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定について

○**議長(真田 勝君)** 日程第7 議案第53号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第53号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定についてであります。

本案は、本年8月10日、国において歯科口腔保健の推進に関する法律が施行され、歯や口腔の健康が、健康で質の高い生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たしていることとともに、日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが口腔の健康保持に極めて有効であることから、町の歯や口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたる町民の健康増進に寄与することを目的として制定するものであります。

この条例は、7か条からなっており、第1条は目的、第2条は基本理念、第3条は歯科保健施

策の実施、第4条は保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割、第5条は町民の役割、第6 条は施策の基本事項、第7条は歯科保健計画について定めるものであります。

以上であります。

- ○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇8番(湯山鉄夫君)** 提案されました件につきまして質問させていただきます。

本条例の内容につきましては、町民の努力義務というような文言がございますけれども、口腔 から健康増進を図ることは大変有意義なことであると理解をいたします。

内容につきまして、歯科保健政策に基づき、町長は歯科計画を策定すると、こういう内容でございますが、保健計画に基づき施行を実行するのか。あるいは、また逆に、町長は歯科計画を策定するのか。この内容の順序でございますけれども、保健政策を先にやるのか、あるいは町長の歯科計画が後になるのか。この順序をちょっと御説明いただきたいと思います。

それから、公布の日から施行するということでありますけれども、公布の予定日程はどの程度か。

また、計画につきましては、5か年計画で執行するという内容でありますけれども、それぞれ の年度計画の内容はどういう図りをされるのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

以上であります。

- ○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。
- ○健康課長(羽佐田武君) 湯山鉄夫議員の御質問にお答えをいたします。

今回の歯科口腔に関する条例につきましては、現在、駿東歯科医師会小山支部の先生方と協議をしているところであります。

この計画につきましては、平成24年度におきまして、第3次小山町保健事業計画を策定予定と いたしております。

この中で、現在運用しております小山町健康づくり推進協議会等を策定委員会として位置づけ、 その中で歯科保健施策の推進等、仮称でありますが、歯科保健部会等を設置し、歯科保健計画及 び歯科保健の施策の拡充等、具体的な実施計画を検討することとしております。

また、現在行われている歯科保健事業計画では、11項目、1歳6か月児健診をはじめ、3歳児健診、2歳児歯科検診、1歳よちよち教室、巡回歯科教室、成人歯科等、11の施策を実施いたしておりますが、歯科医師の先生方の出役の頻度、それから効率的な歯科保健施策はどうあるべきかというような内容につきましても、当面10年間の保健事業計画を検討いたしますけれども、とりあえず実施計画につきましては5年ごとの実施計画を定めていきたいというふうに、現時点では思っております。

25年度からの積極的な事業展開を図るということで、来年度、第3次小山町保健事業計画の中で、すべての町民の皆様からの御意見を伺って検討してまいりたいということといたしておりま

す。

以上であります。

○議長(真田 勝君) ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文 教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第54号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例について

○議長(真田 勝君) 日程第8 議案第54号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第55号 小山町税条例の一部を改正する条例について

○議長(真田 勝君) 日程第9 議案第55号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巌君) 議案第55号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、特色を活かした夢のあるまちづくりのため、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館への固定資産税の負担軽減規定を設けて、外国人観光客の受け入れ体制の整備を図るとともに、ホテルその他、外客宿泊施設の整備を推進して、外客に対する接遇の充実を図るものであります。

改正する内容は、国際観光ホテル整備法第3条または第18条の規定により登録を受けたホテル

業または旅館業の用に供する家屋を対象に、国際観光ホテル整備法により登録を受けた日の属する年度の翌年度から5年度分に限り、家屋に対して課する固定資産税の税率を50%軽減し、100分の0.7と、不均一課税とするものでございます。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第56号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について 〇議長(真田 勝君) 日程第10 議案第56号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第56号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

災害弔慰金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給しているものですが、東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み、同法律が改正され、支給対象者の遺族の範囲が拡大されております。

そのため、支給対象者の遺族の範囲の拡大を明確にするために、小山町災害弔慰金の支給等に 関する条例の一部を改正するものであります。

その主な内容は、第4条第1項第3号を追加し、配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれ も存しない場合に限り、兄弟姉妹に対して災害弔慰金が支給されることを明記したものでありま す。

なお、この施行については、公布の日から施行するものであります。 以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文 教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(真田 勝君) 日程第11 議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条 例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 についてであります。

今回の改正は、小山町道路占用料等徴収条例の別表で規定しています占用物件の区分、金額等 を改正するものであります。

占用料は、道路法施行令による所在地区分により額が規定されております。ほとんどの自治体 は、この施行令に準じております。

今回、静岡県が平成23年4月1日に施行しました静岡県道路占用料等徴収条例の改正内容に合 わせ、占用物件、単位、単価を改正するものであります。

改正の一例として、皆様お手持ちの条例改正資料、新旧対照表の16、17ページをお開きいただ きたいと思います。別表中の法第32条第1項第2号に掲げる地下埋設物の管径区分を4区分から 9区分へ細分化し、単価も改正してございます。

以上でございます。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第58号 小山町普通河川条例の一部を改正する条例について

○議長(真田 勝君) 日程第12 議案第58号 小山町普通河川条例の一部を改正する条例につい てを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第58号 小山町普通河川条例の一部を改正する条例について

であります。

今回の改正は、議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてと同様に、小山町普通河川条例の土地占用料の別表を改正するものでございます。

受益者負担の適正化を図るため、静岡県が平成23年4月1日に施行しました静岡県河川管理条例の単価の改正に合わせまして、種別、単位、単価を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第59号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長(真田 勝君) 日程第13 議案第59号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第59号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町住宅マスタープランに基づく町営住宅解体に伴い、小山町営住宅条例第3条第2項に規定する設置場所及び戸数を改正するものであります。

内容としましては、須走地先の富士見ヶ丘団地3棟28戸のうち、公営住宅法に定められている 耐用年数を経過し、特に老朽化した簡易耐火造2階建て2棟16戸を解体したことに伴い、富士見 ヶ丘団地の戸数を28戸から12戸に改正するものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅団地数は変わらず15団地で、管理戸数が499戸から483戸になります。

以上でございます。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長(真田 勝君) 日程第14 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

〇住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、議案第50号で提案しました駿豆学園管理組合規約の一部変更についてと同様に、 平成22年12月10日に公布された障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉 施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法 律の施行に伴い、共同処理する事務の根拠法令である障害者自立支援法の一部が改正され、条文 の項番号の変更を行う必要が生じたことによるものです。

第1条は、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に、移動の援護等のサービスを行う同行援護の創設に伴い、項番号を1項ずつ繰り下げるものであり、静岡県知事の許可した日に施行し、平成23年10月1日から適用されるものであります。

第2条は、児童デイサービスについて、町が事業主体となる地域生活支援事業に統一され、削除されたことに伴い、項番号を1項ずつ繰り上げるものであり、平成24年4月1日から適用されるものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文 教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算(第7号)

○議長(真田 勝君) 日程第15 議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算(第7号)を 議題とします。 補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巌君) 議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,470万1,000円を追加し、予算の総額を95億3,299万8,000円とするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページの継続費の変更について説明いたします。

上段の須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業と、中段、須走小学校屋内体育施設建設事業は、当初、平成22年度から平成23年度までの継続事業としていましたが、現在、体育館建設事業の進捗状況及び今後の執行見込額に合わせ、平成24年度までに変更するものであります。

次に、下段の小山中学校改築事業は、国の第3次補正予算において、平成24年度事業を平成23年度事業として予算づけした事業に対し、国庫補助を上乗せ措置する見込みとなったため、平成24年度に予定していた小山中学校の武道場建設事業費1億4,376万5,000円を今回の補正予算に計上したことにより、平成23年度と24年度の年割額の変更をするものであります。

次に、6ページの繰越明許費の追加についてであります。

今年度、演習場周辺民生施設設置事業費補助金、いわゆる防衛8条補助金を充てて、いきど・すがぬま保育園園舎改修事業を実施する予定でありましたが、東日本大震災の影響により、補助金の交付決定が11月末となり、事業着手ができなかったことにより、本年度中に事業の完了が見込めないことから、繰り越しをするものであります。また、きたごう保育園園舎建設事業については、事業の見直し等により、本年度中に実施計画及び造成測量の完了が見込めないことから、繰り越しをするものであります。

次に、7ページの地方債の変更についてであります。

今回の補正で、起債対象事業費の増減に合わせて、6件の事業の起債限度額を変更するものであります。増減の内容については、歳入のときに説明をいたします。

次に、歳入の主なものについてであります。

9ページ10款1項1目地方特例交付金を366万9,000円増額しますのは、今年度の交付額が決定されたことにより増額するものであります。

次に、10ページの15款1項1目民生費国庫負担金を4,264万6,000円減額しますのは、今年の10月から子ども手当の額が変更されたことに伴い、手当支給額の減額が見込まれることから、その国庫負担金を減額するものであります。

同じく2目教育費国庫負担金を2,690万7,000円増額しますのは、須走小学校屋内体育施設建設 事業において、国庫負担の増額が決定したことによるものであります。

次に、11ページ15款2項6目教育費国庫補助金を2,548万3,000円増額しますのは、先ほど説明いたしました継続費を設定している須走小学校屋内体育施設建設事業のうち、太陽光発電システ

ム設置工事に対し国庫補助されるものと、同じく継続費で説明しました小山中学校改築事業の武 道場建設工事に対し国庫補助されるものが主なものであります。

次に、15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1,560万円増額しますのは、11月の2次 通常分の交付決定に合わせて増額するものであります。

15款 3 項 2 目民生費委託金を315万円減額しますのは、当初、子ども手当システム変更の経費に対し、この国庫委託金として収入する予定でしたが、次のページの16款 2 項 2 目の民生費県補助金で収入することとなったため、減額するものであります。

16款1項1目民生費県負担金を310万7,000円減額しますのは、国庫負担金と同様、子ども手当支給額が減額となることに伴うものであります。

次に、12ページ16款2項1目総務費県補助金を410万円減額しますのは、富士箱根トレイル施設整備事業に対する補助金を商工費補助金に組みかえるための減額であります。

16款2項2目民生費県補助金を609万円増額しますのは、先ほど説明しました国庫委託金から組みがえした地域子育て創生事業補助金315万円の増と、各小学校にある放課後児童クラブの運営費に係る補助金142万8,000円の増が主なものであります。

次に、16款2項7目教育費県補助金を530万8,000円増額しますのは、小山中学校南校舎耐震改修工事に対して補助決定されたことによるものであります。

次に、13ページ16款 2 項10目商工費県補助金を510万円増額しますのは、富士箱根トレイル施設整備事業のうち、明神峠のトイレ設置事業を見直ししたことに伴う補助金290万円とホタルの里整備事業への補助金220万円であります。

次に、18款1項7目教育費寄附金を1,219万円増額しますのは、須走小学校屋内体育施設建設事業に対して、須走彰徳山林会様からいただいた小学校費寄附金1,200万円が主なものであります。

次に、14ページ19款2項2目教育施設準備基金繰入金を2,929万9,000円減額しますのは、継続費で説明しました須走小学校屋内体育施設建設事業において、来年度に事業費を繰り延べることに伴い、その財源として充てていた基金繰入金も来年度に繰り延べるため、減額するものであります。

同じく3目財政調整基金繰入金を597万3,000円増額しますのは、昨年と今年の台風による土砂 流出の被害が大きかった須走高原会の道路及び排水施設の整備を進めるための委託費に充てるも のであります。

同じく4目の東富士演習場関連特定事業基金繰入金を1,000万円増額しますのは、今年度の特定 事業であるこども医療費助成事業が今回の補正により増額となることに伴うものであります。

次に、15ページ21款5項6目土木費受託事業収入を2,000万円増額しますのは、今年の10月に旧 新宿区立足柄学園跡地の活用について基本合意を結んだ医療法人社団青虎会から、進入路である 町道2076号線の道路拡幅事業の測量設計等を委託されたことによるものであります。

次に、21款6項1目雑入を1,585万8,000円増額しますのは、昨年度の後期高齢者医療広域連合

への負担金額の精算による1,200万円が主なものであります。

次に、22款1項1目総務債を620万円減額しますのは、富士箱根トレイル施設整備事業のうち、明神峠のトイレ設置事業を見直ししたことに伴い、当初県費補助の充当残に充てていた起債を取りやめたことによるものであります。

22款1項2目民生債を1,890万円増額しますのは、きたごう保育園園舎建設事業費に対し借り入れを行うものであります。

次に、16ページ22款1項6目教育債を1億2,090万円増額しますのは、小山中学校武道場建設事業費に対して借り入れを行うものであります。

同じく7目災害復旧債を3,520万円減額しますのは、今年6月の定例会で承認いただいた一般会計補正予算(第1号)に計上いたしました原向中日向線の災害復旧工事において、県が実施する須川の河川改良工事の進捗状況に合わせ、災害復旧工事が来年度以降になる見込みのため、今回の補正により事業費を減額することに伴い、その財源である起債も減額するものであります。

次に、17ページから、歳出予算の主なものについて説明いたします。

はじめに、職員の人件費についてでありますが、人事院勧告による給与改定により、40歳代以上を対象に、給料表の改正を行うものと4月の人事異動等により一般会計全体で1,305万3,000円増額するものであります。

次に、人件費以外の主なものについて説明いたします。

1款1項1目議会費を686万8,000円減額しますのは、当初予算編成時に議員定数を15名で見込み計上していましたが、議員報酬と議員期末手当について、現在の定数13名に合わせて972万6,000円減額するものと、議員共済制度の改正に伴い、議員共済会等負担金を259万6,000円増額するものが主なものであります。

次に、18ページ2款1項4目財産管理費を6,287万1,000円増額しますのは、今年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で実施する予定であった須走排水路改修工事が台風被害により、今年度着手できなくなったこと及び特定事業費が増額となる見込みであるため、東富士演習場関連特定事業基金へ5,860万円増額するものが主なものであります。

次に、19ページ2款1項10目諸費を372万円増額しますのは、臨時職員の社会保険加入者の増加及び保険料率上昇の改定により365万円増額するものが主なものであります。

次に、22ページから23ページにかけまして、2款7項1目企画渉外総務費を621万円減額するうち、23ページの14節使用料及び賃借料を30万円増額いたします。これは、町民をはじめ、町内の通勤通学の利便を図るため、新松田駅の近くにある松田町の町営駐車場を小山町として20台分確保するために支払う使用料であります。

次に、23ページの2款7項4目広域行政組合管理費を19万5,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うもので、この総務費のほかに4款衛生費、8款消防費の負担金においても同様に補正を行うもので、全体では235万9,000円の減額となるものでありま

す。

次に、27ページ3款2項1目老人福祉総務費を774万3,000円減額いたしますのは、養護老人ホームに入所している町民が、当初22名を見込んでいましたが、3名が退所したことにより、20節扶助費の老人措置費を660万円減額するものと、町立養護老人ホーム福寿荘の運営費として支払っていた老人ホーム措置費において、今年の5月から民設民営化され、支払額が確定したため、その不用額119万6,000円を減額するものが主なものであります。

次に、28ページ3款3項2目子ども手当費を4,870万1,000円減額いたしますのは、今年の10月から子ども手当の額が改正されたこと及び当初の見込みより支給対象者が減少したことに伴い、20節扶助費を4,883万1,000円減額するものが主なものであります。

次に、29ページ3款3項3目保育園費を1,412万円増額しますのは、入園者のクラス編成に対応するため、臨時職員の増員により、7節賃金を837万8,000円増額するものと、来年度、北郷幼稚園に隣接して建設する予定のきたごう保育園園舎に係る用地の造成測量の委託料420万円を増額するものが主なものであります。

次に、31ページ4款1項1目保健衛生総務費を446万4,000円減額しますのは、今年度の御殿場 市救急医療センターへの負担金について、本年度の決算見込みから、19節負担金補助及び交付金 を445万円減額するものが主なものであります。

次に、32ページ4款1項4目母子保健事業費を1,621万4,000円増額しますのは、今後の執行見込額に合わせ、20節扶助費のこども医療費助成を1,500万円増額するものが主なものであります。 次に、33ページ4款3項1目清掃総務費を404万5,000円減額しますのは、一般廃棄物の収集業務において、今後の執行見込額に合わせ、13節委託料を384万1,000円減額しますのが主なものであります。

同じく2目塵芥処理費を339万2,000円減額しますのは、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として実施している生土最終処分場整備事業において、今後の執行見込額に合わせ、15節工事請負費を250万円減額しますものが主なものであります。

次に、35ページ5款2項1目林業総務費を1,750万円増額しますのは、昨年と今年の台風被害で発生した、森林からの土砂流出を防止するため、森林の現状調査及び対策メニューの検討を行う委託料250万円と、木質固形燃料を使用する暖房設備を設置する者に対し、国からの補助金1,500万円を支出するものであります。

次に、36ページ6款2項2目観光施設費を74万7,000円増額しますのは、ホタルの里整備事業への委託料660万円の増額と、富士箱根トレイル施設整備事業のうち、明神峠のトイレ設置事業を簡易型のものに変更、見直ししたことによる工事請負費585万3,000円の減額によるものであります。

次に、37ページ7款1項1目土木総務費を1,344万2,000円増額しますのは、町道を管理するため必要な道路台帳の更新作業委託料と、須走高原会のうちの道路を台風被害対策として整備を進めるに当たり、法定外道路を町道認定するための登記事務等の委託料247万3,000円の増額が主な

ものであります。

次に、38ページから39ページにかけまして、7款2項3目町道整備事業費を1,727万1,000円増額しますのは、歳入でも説明しました医療法人社団青虎会から委託された旧新宿区立足柄学園跡地の進入路である町道2076号線の道路拡幅事業の測量設計等の2,000万円と、須走中学校上からの土砂流出を防ぐための排水施設の測量設計の350万円を増額し、新東名の側道となる町道3975号線の用地測量等の入札差金が生じたことにより719万1,000円を減額することが主なものであります。

次に、39ページ7款3項1目河川費を7,044万7,000円減額しますのは、当初、特定防衛施設周辺整備事業として実施する予定であった須走排水路改修工事について、今年の台風被害により来年度以降実施することとなったため、その事業費を減額するものであります。

次に、43ページから44ページにかけまして、9款2項1目小学校費の学校管理費を323万7,000 円増額しますのは、継続費を設定している須走小学校屋内体育施設建設事業について、今年度の 執行見込額に合わせ、工事請負費を164万4,000円、備品購入費を226万1,000円増額するものが主 なものであります。

次に、45ページから46ページにかけまして、9款3項3目小山中学校改築事業費を1億4,376 万5,000円増額しますのは、最初に継続費の変更のところでも説明しましたとおり、国の3次補正 予算において、平成24年度事業を平成23年度事業として予算づけした事業に対し、国庫補助を上 乗せする措置することとなったため、平成24年度に予定していました小山中学校の武道場建設事 業費を計上するものであります。

次に、46ページから47ページにかけまして、9款4項1目幼稚園費を2,087万円増額しますのは、 きたごう保育園建設事業に関連して、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、現存の北郷幼 稚園敷地内で町が借りている土地を購入する、17節公有財産購入費2,000万円の増額が主なもので あります。

次に、49ページから50ページにかけまして、10款2項1目公共土木施設災害復旧費を1,611万1,000円増額しますのは、今年の台風被害による土砂の流出や倒木等に対する緊急処理の委託料5,000万円の増額と、県が実施する須川の河川改良工事の進捗状況に合わせ、原向中日向線の災害復旧工事が来年度以降になる見込みのため、その工事請負費3,960万6,000円を減額するものが主なものであります。

最後に、12款1項1目予備費を150万6,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入 歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第62号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(真田 勝君) 日程第16 議案第62号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

〇住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第62号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第 2号)の補足説明を行います。

今回の補正は、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ39万円減額し、予算の総額を18億6,952万7,000円とするものでございます。

はじめに、5ページの歳入から御説明申し上げます。

10款1項1目一般会計繰入金39万円減額しますのは、人事異動等による人件費の減額によるものでございます。

次に、6ページの歳出の1款1項1目一般管理費39万円減額しますのは、先ほど歳入で説明いたしました人件費の減額でございます。

2款1項3目一般被保険者療養費355万円増額しますのは、柔道整復師の受診件数が増加し、療養費に不足が見込まれることによるものでございます。

最後に、7ページの12款1項1目予備費355万円減額しますのは、今回の補正により生じます歳 入歳出の差額を調整するものでございます。

以上であります。

〇議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文 教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(真田 勝君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、会議規則39条第1項の 規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第63号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○**議長(真田 勝君)** 日程第17 議案第63号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文 教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第64号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(真田 勝君) 日程第18 議案第64号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第65号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(真田 勝君) 日程第19 議案第65号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第65号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、歳出についてのみの補正で、その主なものを御説明いたします。

4ページの1款1項1目一般管理費550万1,000円増額しますのは、13節委託料の介護保険法改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の創設等、電算システム改修の委託料を383万3,000円増額するものでございます。

次に、5ページ中段の2款2項1目介護予防サービス給付費342万円増額しますのは、介護認定

が要支援である者に対する給付で、通所介護や通所リハビリ等、介護予防サービス給付費の不足が見込まれることによるものでございます。

次に、6ページの6款1項1目予備費934万7,000円減額しますのは、人事異動等による人件費の補正や、今まで御説明いたしました歳出の不足分を予備費で充当するものでございます。 以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文 教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第66号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算 (第2号)

○**議長(真田 勝君)** 日程第20 議案第66号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算(第2号) を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月6日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時23分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長真田勝署名議員込山恒広電嶋邦彦